

平成24年9月13日発行
飯豊町農業委員会
電話 0238(72)2111(代)



『農地パトロールを実施』

土地部会 齋藤 稔

町農委・土地部会では六月二十五日(月)に農業委員全員による農地パトロールを実施しました。

近年、農業者の減少、高齢化の進行等により当町の耕作放棄地は年々増加しております。そのため、熊の出没や鳥獣により、農作物が荒される被害がでていきます。農地の所有者は、その農地の適正管理を課せられておりますし、何より、農地からの生産物は我々国民が生活する上で、なくてはならないものです。この度のパトロールは特に、長期間耕作を行っていない農地の調査及び違反転用地の防止を重点に実施いたしました。

この結果を基に助言、指導を努めてまいりたいと考えております。

耕作者は、国内食料自給率の向上、環境保全に配慮すべく、今後耕作を断念する前に農業委員会へ御相談下さい。

荒れた農地を再生するための、耕作放棄地再生事業補助の活用も考えていただきたいと思います。

視察研修に参加して

会長職務代理 船山寿一

『住民の発意で過疎、高齢化の克服を目指す』手づくり自治区『広島県安芸高田市高宮町の「川根振興協議会」を訪ねて』

終戦直後の川根地区は人口は約二千二百人（飯豊町は一万七千人弱）であったが、六十年後の現在は六百人（飯豊町八千人強）を切り、過半数が六十五歳以上。先細りする生活基盤に対し自分達が生きて行くべきかという危機感の中で川根振興協議会を立ち上げた。活動の一端を列記すると

○年金プラス三十万円・・・地域の年寄りに生涯現役を呼びかけ、年間三十万円稼ごうというもの。

○農地の集約化・・・農地合計八十畝のうち平成二十年に農事組合法人「かわね」を立ち上げ、六十畝を集約

○撤退するJAスタンドを引き継ぎ経営

送「もやい便」

の運行実施：
通常であると市の中心部までタクシー片道七千円かかるが同便だと一律 五百円ですむ。



○中学校跡地を利用した住民出資による「エコミュージアム川根」（宿泊研修施設）建設

○入居希望者が設計段階から建設に参加できる町営若者定住住宅の建設

○毎年4〜5千人の参加でにぎわう

「ほたる・IN・川根」の開催

ハード・ソフトを取り混ぜた活性化の仕掛けや事業がぎゅっしり詰まる

協議会四十年余りの活動は、地域の課題に直面した時にそれから逃避せず、住民が「何をすべきか」を徹底的に話し合い、できることから着実に実践することが原点になっている。

継続した活動と実践の内容のレベルは高いが、一つずつの挑戦の積み重ねの結果であると納得できた。そのプロセスにこそ私たちが学ぶべき点が多くあると考える。

当町は、農地プランという、五年後、十年後の農地や後継者の問題を考え、持続可能な農業を続けて行くための方法を模索中である。この研修で学んだ事を活用し、今後、農業委員会の活動に生かしていきたい。



「イターンとの意見交換会」を開催して

農政部長 井上禎夫

七月二十七日、東部公民館において、午後六時よりイターンとの方々七名と後藤町長・農業委員との意見交換会を行いました。後藤町長の挨拶後、町長に座長をお願いし意見交換に入り、皆さんから現在の近況や要望が出されました。

その中で、飯豊町の印象には緑が美しく、人がやさしいという良い面もありましたが、生活して行く中では、やはり近年の豪雪でハウスの除雪が大変という話もだされました。当初予定していた時間を一時間近くオーバーしてしまい、その後の懇親会の席上においても町長や委員の方々と時間を忘れて活発な意見が飛び交い十時の終了時間まで有意義な時間を過ごしました。また皆さんにも後片付けまで手伝っていただき感謝申し上げます。この様な意見交換会をまた開催して欲しいという意見を多数いただきました。閉会いたしました。最後に忙しい時間を割いて出席いただきました後藤町長やイターンの方々にお礼を申し上げます。同時に頂いた貴重な意見を委員活動に反映出来るよう農業委員一同確認し合ったところであります。

農地法に基づくお願い

農地の相続等の届出のお願い

農地を相続したときは農業委員会に届出をお願いいたします。
(農地法第3条の2第1項)



農業委員会では、例えば相続した方が地元を離れていて自分では手入れ、管理が出来ない場合に、農地の管理についてのご相談や、地元で借りてを探すなどお手伝いをします。

農地転用について

転用とは？

農地を農地以外（宅地など）の用途に転換すること。

転用するには？

県知事（4haを超える場合は農林水産大臣）の許可が必要になります。受付は農業委員会になりますので詳しい内容はお問い合わせください。

無断で転用すると？

農地法に違反することになり、工事の中止や現状回復命令がなされる場合があります。また、違反転用には3年以下の懲役や300万円以下の罰金という罰則の適用もあります。

農業委員会が農地の利用状況を調査します

- ◆わが国の食糧自給力を高めるため、これ以上の農地の減少を食い止め、最大限に活用することを目的とした新たな農地法が成立し、施行されました。
- ◆新たな農地法（平成21年12月15日施行）では、これまでの農業委員会が行ってきた『農地パトロール』が法定化されました。
- ◆農業委員会が地域を巡回して調査を行いますので皆様のご理解、ご協力よろしくをお願いいたします。
- ◆農地の利用についてお悩みの方、近くに遊休農地があってお困りの方は農業委員会までご連絡ください。

農地を増やして規模拡大したい方へ

農用地利用集積計画により所有権移転（売買）が行われる場合、登記に係る印紙代のみの負担で農業委員会が登記手続きを代行して行うことができます。

対象条件

①受け手が認定農家等 ②受け手の耕作面積が概ね1.9ha以上あるか ③減反をおこなっているか ④売買農地が10a以上あるか等 ※詳細は農業委員会までご相談ください。

特典

①登記事務は農業委員会が行います。 ②売り手にかかる譲渡所得が800万まで免除 ③登録免許税が軽減されます。 ④買い手にかかる不動産取得税の課税標準額が2/3に軽減されます。

農業委員選挙人名簿登載申請書の提出

農業委員会委員選挙人名簿は、毎年1月1日現在において有権者からの申請に基づき、農業委員会の認定により登載されます。下記要件に該当する方は「農業委員会選挙人名簿搭載申請書」を平成24年12月中に提出して下さい。

なお、申請書は事前に部落長さんを通じ各農家世帯に配布していますが、配布がならない方で必要な方は農業委員会までご連絡ください。

対象者

- ① 1月1日現在で10a以上の農地を耕作している方及び同居の親族、または配偶者。（年間概ね60日以上農業に従事する方）
- ② 平成25年3月31日現在で年齢満20歳以上の方（平成5年4月1日以前の出生者）

Iターン就農者紹介 第1回

飯豊町に根を下ろして頑張っています。
ハウスには新品種のめずらしい花や見事な
トマト・いちごが育っています。

真室川町 鈴木 秀人
千葉県 鈴木かおり



千葉県 広瀬貴隆



東京都 厚母 稔



東京都 田中俊昭



東京都 井上佳之



東京都 関根 浩



大阪府 片桐康之



熊本県 小林 努



東京都 萩原弘幸



国が支える 安心が大きくなる

担い手積立年金 [愛称]

- ☆ あなたの老後生活への備えは十分ですか？
- ☆ 年金は家族一人ひとりについて準備することが大切です。
- ☆ 老後の備えは国民年金プラス農業者年金が基本です。

☆農業に従事されている方は誰でも加入できます。

60歳未満の国民年金第1号被保険者であって年間60日以上農業に従事している方は誰でも加入できます。配偶者や後継者など家族農業従事者の方も加入できます。

☆保険料は自分で選べ、いつでも見直してできます。

自分が必要とする年金額の目標に向けて、保険料を自由に決められ（月額2万～6万7千円の間で千円単位）、経営の状況や老後設計に応じていつでも見直せます。

☆税制面で大きな優遇措置があります。

☆支払った保険料は、全額（1人当たり最高年額80万4千円）が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税が節税になります。（支払った保険料の15%～30%程度が節税）。

☆保険料を農業者年金基金が運用して得られる収益（運用益）は非課税です。

☆将来受け取る農業者年金には公的年金等控除が適用されます。

（65歳以上の方は公的年金等の合計額が120万円までの場合は、所得金額がゼロとなります。）

☆認定農業者など一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助があります。

認定農業者で青色申告をしている方やその方と家族経営協定を結んだ配偶者・後継者の方など一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助（月額最高1万円、通算すると最大で216万円）があります。

この国庫補助額に見合う年金は、農地等の経営継承をすれば原則65歳から特例付加年金として受給できます。農地等の経営継承の時期についての年齢制限はなく、本人の体力などに応じて受給の時期を決められます。

平成24年度 飯豊町農業者年金協会 総会の開催について

平成24年8月22日に萩生で開催され、代議員十数名の出席を得て今後の農業者年金について話し合を行いました。

受給者の方々にとって、農業者年金制度は、農業者の老後の生活安定になくはない制度と実感していることから、近年、年金加入者の減少に、今後の活動を、制度の説明・相談事業等を積極的にして加入推進に取り組んで行くことになりました。



農業へチャレンジ

小白川地区 安部 宗和



今年の春に農業・米作りを生涯の仕事に決めた、新米ペーペーの安部宗和と申します。

毎日が勉強の連続で水の管理、肥料の量、タイミング、なせ草を刈るのかまで、などなどメモ帳を片手に作業をしています。

恵まれた水と土がある地域で、

米を作れる飯豊町だからこそ出来る、高品質な米作りを目標にしていきたいと考えています。

今は一つ一つ作業手順や技法をしっかりと学び、考え、身体に覚えさせスキルアップを図りたいです。

まだ将来的なビジョンは、はつきりとは見えていませんが、ネット販売など色々なことにチャレンジしていきたいです。



農地法許可締切日 ・総会開催予定日

【各種許可申請等は、下記締切日にご注意のうえ提出ください。】

(平成 24 年 9 月～平成 25 年 3 月)

許可申請締切日	総会予定日
10月12日(金)	10月25日(木)
11月12日(月)	11月26日(月)
12月 7日(金)	12月21日(金)
1月11日(金)	1月25日(金)
2月12日(火)	2月25日(月)
3月12日(火)	3月25日(月)

広報委員

浅野 禎夫 章
井上 寿一
船山 利美
須藤 敦幸
安部 数幸
遠藤 美佐子
横澤 浩雄



編集後記

一農家での耕作が不可能になった農地が増加しています。先人達がこの地に畝を一つ一つ入れ荒れ地を開拓した苦勞を、私達は無駄にしてはいけぬ使命があるのではないかと考えます。

「人・農地プラン」により、各地域で将来の農業者や農地の活用、後継者等について話し合われています。一農家としての枠を超え地域の人々で将来農業の姿を模索し、農地を守ることは自然を守ることでもあり、耕作地として活かせるようみんなで考えていただきたいと思います。

「虫」や「とんぼ」、小動物などが飛び交う環境を後世に引きつぐ義務がある事を認識し、農業委員会は農地保全、地域農業の活性化のため、皆さんと共に頑張りたいと思います。

須藤利美

町ホームページから
さらに情報を!

農業委員会のお知らせや情報は飯豊町ホームページにも掲載しています。

<http://www.town.iide.yamagata.jp/>

シリーズ **がんばっています!** 《若手農業者》